

協働

◎協働とは

旭川市では、旭川市市民参加推進条例において、「協働」を「市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと」と位置付けている。また、第7次旭川市総合計画では、市民主体の健全で公正な自治の運営を図り、市民の主体的な自治によるまちづくりを行うための基本的方向として、「市民参加と協働を推進する」としている。

◎切り口(例)

- 1 行政の「協働によるまちづくり」という考えが、広く市民に伝わっているか。
- 2 協働を進めるうえで、市民・企業と行政の関係性は対等なものとなっているか。また、事案によっては協働することが困難な場合があるか。
- 3 市民、企業側から協働を求めるきっかけはどのような時であるか。(緊急性・重要性)
- 4 活動費等の捻出、担い手探し・育成など、課題を解決できる経済環境・地域環境が周りにあるか。

【他都市の事例】

(例) 杉並区自治基本条例(※一部抜粋)

(定義)

第2条

4 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

論点・課題